オウム観察処分を更新

公安審査委員会は、令和6年1月12日、オウム真理教に対する団体規制法に基づく観察処分について、1月末で切れる処分期限を3年間延長することを決めました。これによりアレフ、ひかりの輪、山田らの集団への観察処分は、2月1日より8回目の更新となりました。

決定理由は、無差別大量殺人行為に及ぶ危険な要素を保持していることが認められる、地域住民に恐怖感や不安感を抱かせるなど、観察処分により活動状況を継続して明らかにする必要が認められるとしています。

今回の観察処分更新に向けて、我々住民協議会とオウム真理教対策関係市区町連絡会は昨年10月13日、法務省を訪れ、法務大臣、公安調査庁長官、公安審査委員会事務局長に面会し、集めた署名と要請書を提出しました。

小泉法務大臣には、観察処分更新は当然であることを主張し、 麻原の遺骨問題での裁判に法務省があえて闘っている事への感 謝と、アレフに対する再発防止処分の実効性が薄いことを指摘 し、更に有効な処分をお願いしました。

地域住民の思い、不安感、恐怖感があることを示すためにも、 署名は必要なもので、コロナ禍以来、前回の要請時から署名 方法を変えて、世田谷区の町会・自治会・関係団体の代表者と 世田谷区議会議員の皆様から署名をいただきました。ご協力を いただきました皆様に心から御礼申し上げます。

また、アレフに対する再発防止処分ですが、こちらは6か月ごとに再請求をすることになり、改善が見られないという事で3回目の再発防止処分の請求を公安調査庁長官が公安審査委員会に出しています。

リーフレットを大学新入生へ配付

住民協議会と世田谷区で共同作成した、オウム真理教からの勧誘への注意喚起のためのリーフレットについて、昨年度、世田谷区内の大学の意向を確認して8校(10キャンパス)の大学新入生向けに配付しました。

今年度、改めて区内大学へ意向を確認したところ、12校(14 キャンパス)から配付協力の賛同を得ました。印刷物だけでなく、 データとしての提供もしています。旧統一教会等の報道が昨 年も数多くあり、カルト問題に関して大学に危機感があるのか もしれません。

新入生に、オウム真理教が起こした事件の経過やカルト教 ¹ 団の勧誘の手口、欺されやすい人の特徴などを伝えて、カルト 教団に引き込まれないよう呼びかける内容となっております。 ホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



リサイクルバザー終了のお知らせ

平成 19 年から始めたオウム対策住民協議会主催のリサイクルバザーは、コロナ禍のため中止とした令和2年まで 13 年という長い間続けて来ました。物品提供やバザー当日のボランティアなど地域の皆様のご支援のお陰と感謝しております。これまでの収益金は、本紙の発行など協議会の活動資金として、大切に使わせていただきました。

コロナ禍での中止期間にも、物品提供の問い合せや、再開 はいつとのご連絡を多数いただきました。

残念なことではありますが、準備から当日までの膨大な作業

をこなすことが難しくなり、開催が危ぶまれる事となりました。 協議会として話し合いの結果、残念ですが長い間のご協力 に感謝申し上げて、ここにリサイクルバザーの終了をお伝え致 します。

まだまだオウム対策住民協議会の活動は続けていきます。 地域の中、各所で行われるイベントでの募金のお願いも引き 続き行ってまいりますので、変わらぬご支援をお願い申し上げ ます。

長い間のご支援、ご協力ありがとうございました。

協議会ホームページアドレス https://www.karasuyama-kyogikai.jp

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。

